

令和 8 年 5 月 2 7 日

職員の懲戒処分について

板野東部消防組合管理者は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

記

懲戒処分の内容等

被処分者 消防副士長 20代男性
処分内容 減給 3ヶ月（10分の1）
（根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び2号）
処分年月日 令和8年5月25日
事案概要 令和6年から令和7年にかけて、複数の副業に従事し報酬を得ていたことと、虚偽の報告を行い災害時の非常招集に応じなかったもの。

被処分者 消防司令 50代男性
処分内容 減給 1ヶ月（10分の1）
（根拠法令：地方公務員法第29条第1項第2号）
処分年月日 令和8年5月25日
事案概要 令和6年に部下の副業を知得していたにもかかわらず、必要な報告を行わなかったもの。

被処分者 消防司令補 50代男性
処分内容 戒告
（根拠法令：地方公務員法第29条第1項第2号）
処分年月日 令和8年5月25日
事案概要 令和7年に部下の副業を知得していたにもかかわらず、3ヶ月にわたり必要な報告を行わなかったもの。

上記処分に係る管理監督責任

消防長 文書訓告

消防長からのコメント

この度、職員による副業等に従事した事実があったことは、極めて遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今後は、職員一人ひとりが公務員としての自覚を持ち、綱紀粛正を徹底し、信頼回復に努めてまいります。